

自動車・軽自動車・バイク・耕運機など

廃車・変更などの手続きは3月31日(火)まで！

軽自動車税(種別割)

自動車税(種別割)

毎年4月1日現在の所有者等に課税される町税です。バイク、小型特殊自動車(耕運機など)などを使用しなくなった場合や譲渡した場合は、手続きをしなければ元の所有者等に課税されます。また、住所が変わった場合も変更手続きが必要です。

軽自動車税(種別割)は、普通車などの自動車税(種別割)と異なり、月割で課税する制度ではありません。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、1年分の税金が課税されます。手続きが済んでいない人は、早急に手続きをお願いいたします。また、軽自動車の種類により手続き場所が異なります。(1)注意ください。

軽自動車の種類	手続き・問い合わせ先
吉岡町のナンバーが付いた125cc以下のバイク、小型特殊自動車	(役場)財務課 税務室 ☎26-2237(直通)
軽二輪(125cc超250cc以下)	群馬県自動車整備振興会 ☎050-5540-2021(音声案内)
二輪の小型自動車(250cc超)	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021(音声案内)
軽四輪	軽自動車検査協会群馬事務所 ☎050-3816-3109(音声案内)

毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税される県税です。次の場合は、3月31日までに運輸支局で手続きをしてください。なお、手続きを販売者などに依頼した場合は、手続きが済んでいるか必ず確認してください。

- ▼**手続きが必要な場合**
 - 自動車を買った、または下取りに出した
 - 自動車を廃車した
 - 住所、氏名を変更した
 - 自動車の売買や譲渡などで登録内容に変更があった
- ⚠️ 手続きをしないと、既に使用していない自動車の税金を納めることになる、転居先に納税通知書が届かないなど、トラブルの原因になります。

▼その他

普通自動車で一時的に住所を変更する場合は「ぐんま電子申請受付システム」で納税通知書の送付先を変更できます。詳しくは県のホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/07/z0700001.html>)をご覧ください。

問い合わせ先	
自動車税(種別割)について	県自動車税事務所 ☎027-263-4343 渋川行政県税事務所 ☎22-4050 または各行政県税事務所
登録について	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021(音声案内)

無償で戸別受信機を交換します

防災無線工事のお知らせ



防災行政無線のデジタル化移行に伴い、各家庭に設置されている戸別受信機の交換工事を行っています。

戸別受信機では、天候に左右されず災害情報や避難場所情報を取得できます。

※まだ交換工事が行われていない場合は、施工業者へご連絡ください。

▼施工業者

藤田エンジニアリング(株)
☎ 25・7702

▼工事に関する注意点

● 交換工事は無償です。

● 電波状況によっては、建屋外壁に外部アンテナの設置が必要になります。

▼問い合わせ先

町民生活課 生活環境室
☎ 26・2243(直通)

ご意見をお聞かせください

介護保険事業計画懇談会委員を募集



令和元年度に実施したアンケート結果や過去の実績を踏まえて、今後の介護保険事業をどのように運営するか検討し、第8期の計画を策定する懇談会の委員を募集します。

▼**募集要件(すべて満たす)**
① 20歳以上70歳未満
② 町に住民登録がある
③ 平日午後の会議に出席可能
※年に数回開催予定

▼**人員** 1人

▼**任期** 3年

▼**報酬** 条例に定めるとおり

▼**選考方法** 書類選考・面接

▼**応募** 応募用紙に必要事項を記入し、持参または郵送してください。様式は窓口で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください。

▼**締め切り** 3月31日(火)

▼**提出・問い合わせ先**

健康福祉課 高齢福祉室
☎ 26・2247(直通)

マイナポイント活用のために

マイキーIDの設定をお手伝いします



令和2年度に国では消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的として、マイナンバーカードを活用したマイナポイントの取り組みが実施される予定です。マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードの取得とマイキーIDの設定が必要です。

マイキーIDは、マイキープラットフォーム(<https://id.mykey.soumu.go.jp/mypage/MKCA5010/>)から

設定できるほか、役場でも専用端末を使用して設定できます。お気軽にご利用ください。

▼**受付時間** 開庁日の午前8時30分～午後5時

▼**役場での設定に必要なもの**
□ マイナンバーカード
□ 利用者証明用パスワード
※ マイナンバーカード受取時に設定した4ケタの数字

▼**問い合わせ先**
総務政策課 政策室
☎ 26・2241(直通)

住民公開講座

「自分らしくいきるために」開催延期



3月22日(土)に文化センターで開催が予定されていた住民公開講座は、延期することを決定いたしました。お申込みいただいた皆さまには大変申し訳ございません。

代替日が決まり次第、広報よしおかや回覧を通じてお知らせいたします。

▼問い合わせ先

波川地区在宅医療介護連携支援センター
☎ 26・3990

☎ 26・3903

健康福祉課 高齢福祉室
☎ 26・2247(直通)

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…9期

納期限 3月31日

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

令和2年度の固定資産税について

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の縦覧

縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が自分の土地・家屋と他の土地・家屋の価格を比較し、適正であるか確認できます。

※土地所有者は土地・家屋所有者は家屋の縦覧ができます。

▼縦覧期間(開庁時間内)

4月1日(水)～30日(水)

▼記載内容

町内の土地や家屋の評価額

※所有者の住所や氏名などは記載されていません。

▼縦覧できる人

●納税者

●納税者の委任を受けた人

▼必要なもの

□印鑑(朱肉を使うもの)

□本人確認書類(運転免許証など)

□委任状 ※委任を受けた人

▼手数料 無料

▼縦覧・閲覧場所/問い合わせ先

財務課 税務室

☎26・2237(直通)

課税台帳の縦覧

固定資産税課税台帳に登録された内容を確認できます。

※課税台帳の内容は、納税通知書に添付する課税資産の明細でも確認できます。

▼閲覧期間(開庁時間内)

4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

▼記載内容

固定資産の価格と税額

▼閲覧できる人

●納税者

●納税管理者

●右の人から委任を受けた人

●借地借家人

▼必要なもの

□印鑑(朱肉を使うもの)

□本人確認書類(運転免許証など)

□委任状 ※委任を受けた人

□契約書 ※借地借家人

▼手数料 1枚300円

※縦覧期間は無料

なお、土地・家屋台帳の縦覧は、令和2年4月1日から廃止します。



月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

さまざまな架空請求に注意!

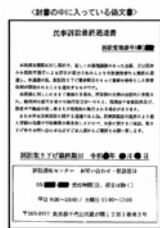
架空請求の手口が巧妙化し、債権回収業者になりましたメールや、公的機関を装った封書による架空請求が増加しています。このようなメールや郵便が届いても決して相手に連絡せず、無視してください。

事例 1



実在する事業者をかたり「利用料金の未納が発生しており、至急連絡するように」とのSMS(ショートメッセージサービス)がスマートフォンに届いた。

事例 2



実在しない機関名で「民事訴訟最終通達書 重要」と書かれた封書が普通郵便で送られてきた。中には、訴状が提出されたことあり、このまま連絡しないでいると、原告の主張が全面的に受理されて、預金や不動産等の差し押さえを強制的に執行すると書いてある。

※万が一本当の民事訴訟ならば、訴えた人の氏名や訴訟対象となる事実等が記載された「訴状」が、裁判所から「特別送達」で、訴えられた人へ直接に手渡しされます。普通郵便で郵便受けに入れられることはありません。

渋川市消費生活センター ☎22-2325

受付: 祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付: 月曜日～金曜日 9:00～17:00・土曜日 9:00～12:00/13:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。



これまで、年間2回リーフレット回覧を通じて啓発活動を行っていましたが、これを改め、令和元年11月からは「月1で学ぶ！消費者の賢コツ」で消費生活に関する意識啓発の強化を行っています。今後も消費生活の相談体制の充実を維持するとともに、自立した賢い消費者の育成を目指します。

▶問い合わせ先 産業建設課 産業振興室 ☎26-2280(直通)

第1・3月曜日は午後6時まで

証明発行窓口 時間延長サービス



戸籍や住民票などの証明発行について、受け付け時間を延長しています。

▼実施日・時間

第1・3月曜日午後6時まで

祝日などで閉庁の場合は、翌開庁日に実施。広報よしおか裏表紙のカレンダーに実施日を掲載しています。

▼業務内容

戸籍・除籍謄抄本、その他戸籍

証明書、住民票謄抄本、印鑑証明書、印鑑登録証、身分証明書などの諸証明の交付

▼必要なもの

□本人確認書類(運転免許証など)

□印鑑登録証(印鑑証明書の交付の場合)

▼実施窓口・問い合わせ先

町民生活課 町民サービス室

☎ 26・2244 (直通)

令和2年度の戸籍に関する届出

人口動態職業・産業調査にご協力ください



厚生労働省では、国勢調査の

行われる年度に、戸籍に関する届出書に職業などをご記入いただくことで人口動態職業・産業調査を実施しています。

この調査は、公衆衛生、労働衛生、社会福祉などの各施策のための基礎資料として活用されます。なお、情報は統計法により厳しく守られます。安心してご記入ください。

▼調査期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

▼対象となる届出

出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、死産届

▼調査方法

各届出書内の職業欄にご記入ください。死亡届のみ、産業欄も併せてご記入ください。

▼問い合わせ先

町民生活課 町民サービス室

☎ 26・2244 (直通)

薬代の節約に

ジェネリック医薬品のおすすめ



ジェネリック医薬品とは？

新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される医薬品のことです。

有効成分、効き目、品質、安全性は新薬と同等ですが、価格は非常に安く、概ね新薬の7割以下です。国の厳格な審査を受け、効き目や安全性が承認されている信頼できる薬です。

国保加入者に薬代の差額をお知らせ

3月と9月に、町国保加入者で、服用中の薬に替わるジェネリック医薬品がある人などを対象にジェネリック医薬品差額通知を送付しています。

通知は、医薬品を切り替えた場合の自己負担額の差額が分かるようになっていきます。切り替えの検討にご活用ください。

ジェネリック医薬品への切り替え方法

- ① 診療を受けている医療機関で「ジェネリック医薬品に切り替えたい。」と伝える。
- ② ジェネリック医薬品希望シールを医療機関窓口などで提示する。

※希望シールは、毎年9月に新しい保険証に同封しています。または、役場窓口で受け取ってください。



薬によっては新薬しかない場合もあります。また、ほかの医薬品との飲み合わせが変わることもあります。医療機関で十分相談したうえで切り替えてください。

▼問い合わせ先

健康福祉課 保険室

☎ 26・2249 (直通)